

## 令和2年第22回定例委員会

- 1 日 時 令和2年12月10日(木) 10時30分から11時15分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明  
委員長職務代理 五十嵐正信  
委員 野村有信  
委員 臼井祐一  
事務局 局長  
担当部長  
選挙課 長  
広報啓発担当課 長  
書記 4名

### 4 議 事

#### 報告事項

- 1 令和2年12月の選挙人名簿登録者数等について
- 2 令和2年東京都選挙事務運営協議会について
- 3 令和2年12月13日執行国立市長選挙立候補届出状況について

#### その他

- 1 当面の日程について

## 5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和2年第22回定例委員会を開会いたします。</p> <p>お手元に、令和2年第21回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。本日は、3件の報告事項を予定しております。</p> <p>それでは、報告事項第1 令和2年12月の選挙人名簿登録者数等について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《報告事項第1について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。次に、報告事項第2 令和2年東京都選挙事務運営協議会について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《報告事項第2について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p> <p>私から一つ。第1部会の報告で、告示事項等については各団体にかなり自由裁量の余地があるのですね。</p>
事務局	<p>第1部会については、候補者情報の公表をどうするかという問題になりますが、総務省から通知は来ているものの、これは技術的助言であり最終的な決定権限はそれぞれの選管にあるということです。</p> <p>法定事項かどうかということと言いますと、立候補の届出と当選人の告示で違いがあり、当選人の告示は公選法に規定があるため、裁量の余地はありません。立候補の届出の段階でどこまで公表するかは、昭和34年の行政実例はあるものの、法定事項とはなっておりません。今年7月に総務省が改めて技術的助言として基準を示したので、都としてはそれに則って対応していく方向かと思いますが、区市町村がどうするかは最終的にはそれぞれの自治体で判断されるものと考えております。</p>
委員長	<p>総務省通知で、ウェブサイト掲載について「一のウェブサイトアドレス」とありますが、候補者自身のアドレスと違うアドレスを掲載するということなのですか。</p>
事務局	<p>これは、候補者のウェブサイトアドレスを一つ選んで届け出ていただき、選</p>

管のウェブサイトに掲載してリンクするということになります。

委員長 ここていうウェブサイト掲載とは選管のウェブサイトに掲載するという  
ことで、そこに個人のウェブサイトアドレスを載せるということなのですね。  
都選管から区市町村選管に対してこうした方が望ましいということを行う  
こともあるのですか。

事務局 例えば、当選人の告示や当選証書の付与について、本名以外に旧姓を付記し  
て差し支えない旨の総務省通知が出ましたが、先日行われた特別区の局長会  
でも周知し対応の検討をお願いしております。

委員長 都は区市町村に対して指導助言あるいは命令することはあるのですか。法律  
的にはどうなっているのでしょうか。

事務局 私どもに命令又は指導する権限はありません。助言することはできますの  
で、その範囲でお願いしているところでございます。

委員長 他に御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 他に御質問・御意見がなければ、報告事項第2について了承することといた  
します。次に、報告事項第3 令和2年12月13日執行国立市長選挙立候補届  
出状況について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第3について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませ  
んか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、報告事項第3について了承することといたしま  
す。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませ  
んか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することと  
いたします。その他、これまでの議題について、何か御意見等ございますか。

事務局 前回11月25日の定例委員会で東京都選挙執行規程の一部改正について議案を提出し、その際に海区漁業調整委員会の委員公選制の廃止に関する件に関する御質問をいただきました。その後国会答弁があることがわかりましたので、本日御説明します。

《海区漁業調整委員会に関する国会答弁について説明》

委員長 その他何かございますか。

委員 なし

委員長 特にないようですので、次回の定例委員会は、12月23日に開催することといたします。  
以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。